

第 2 節 電力市場自由化の経緯

我が国における高コスト構造、内外格差の是正が政策課題となる中で、1993 年（平成 5 年）8 月に総務庁（当時）が通商産業省（当時）に対し、エネルギーに関する行政監察に基づいて実施した勧告が契機となり、電気事業制度改革は開始された。

勧告では、エネルギー行政全般にわたる規制緩和が提言され、電力会社以外の電力を積極的に活用できる措置を取るよう指摘された。

この勧告を受け、電気事業審議会における審議の結果、1995 年（平成 7 年）4 月の電力自由化が実施された。

1995 年の電力自由化以降も、更なる自由化に向けた検討が継続的に行われ、2000 年（平成 12 年）以降、小売自由化等の一連の規制改革が実施された。以下には、1995 年以降実施された一連の規制改革の概要及び今後予定されている規制改革の概要を示す。

1. 1995 年（平成 7 年）の規制改革

(1) 発電部門の自由化

従来、発電部門は、発電した電気を電力会社に卸売するための参入規制が原則撤廃され、新規参入が可能になった。また、電力会社の電源調達に際して入札制度が導入されたことにより、独立系発電事業者（IPP : Independent Power Producer）が登場し、入札制度を利用して電力会社への卸売を行うことができるようになった。

(2) 特定電気事業の創設

限られた地域において、需要に応じて電力を小売する特定電気事業が創設された。特定電気事業者は、小規模な電力会社と捉えられ、電力会社と同様に電気事業法上の供給義務や料金規制を負うことが特徴として挙げられる。供給開始にあたっては、経済産業大臣の許可が必要であり、特定の供給地点で信頼性の高い事業者が行う場合に限り認められる。

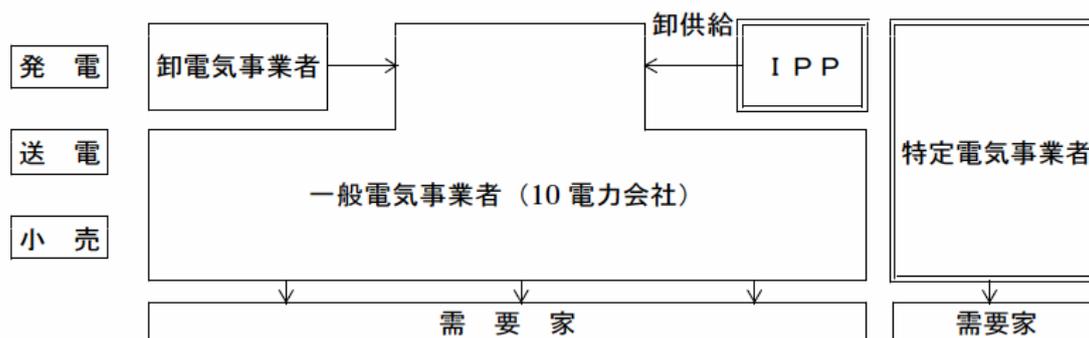
現在、東京都の六本木六丁目の新規開発地域や長野県諏訪市など全国 5 ヶ所で特定電気事業が行われている。

図表 1 特定電気事業者一覧

事業者名	許可年月	発電所数及び最大出力
諏訪エネルギーサービス(株)	1997年6月 (平成9年)	火力 3,122kW (1基)
尼崎ユーティリティサービス(株)	1998年7月 (平成10年)	火力 12,600kW (1基)
東日本旅客鉄道(株)	2001年9月 (平成13年)	火力 198,400kW (1基)
六本木エネルギーサービス(株)	2001年9月 (平成13年)	火力 38,660kW (1基)
住友共同電力(株)	2003年3月 (平成15年)	水力 1,071kW (2基)

(資料) 電気事業便覧

図表 2 1995年(平成7年)の制度改正の概要



(資料) 資源エネルギー庁 電気事業分科会 第1回会合資料

2. 2000年（平成12年）の規制改革

(1) 特別高圧（2,000kW以上、受電条件20,000V以上）需要家の小売自由化

2000年（平成12年）4月から特別高圧契約（2,000kW以上、受電条件20,000V以上）の大口需要家への電力供給が自由化された（電力小売の部分自由化）。

日本の全販売電力量の約26%が自由化対象範囲となった。これにより発電した電気を電力会社の送電網（商用系統）を使って託送し、顧客に電力を小売する特定規模電気事業者（PPS事業者^{*}：Power Producer & Supplier）が登場した。

(2) 料金引き下げ時の届出制の導入

これまで電気料金の改定には行政の認可が必要とされていたが、料金引き下げなど需要家の利益を増進する場合は、これまでの認可制を見直し、届出制による変更を可能とした。

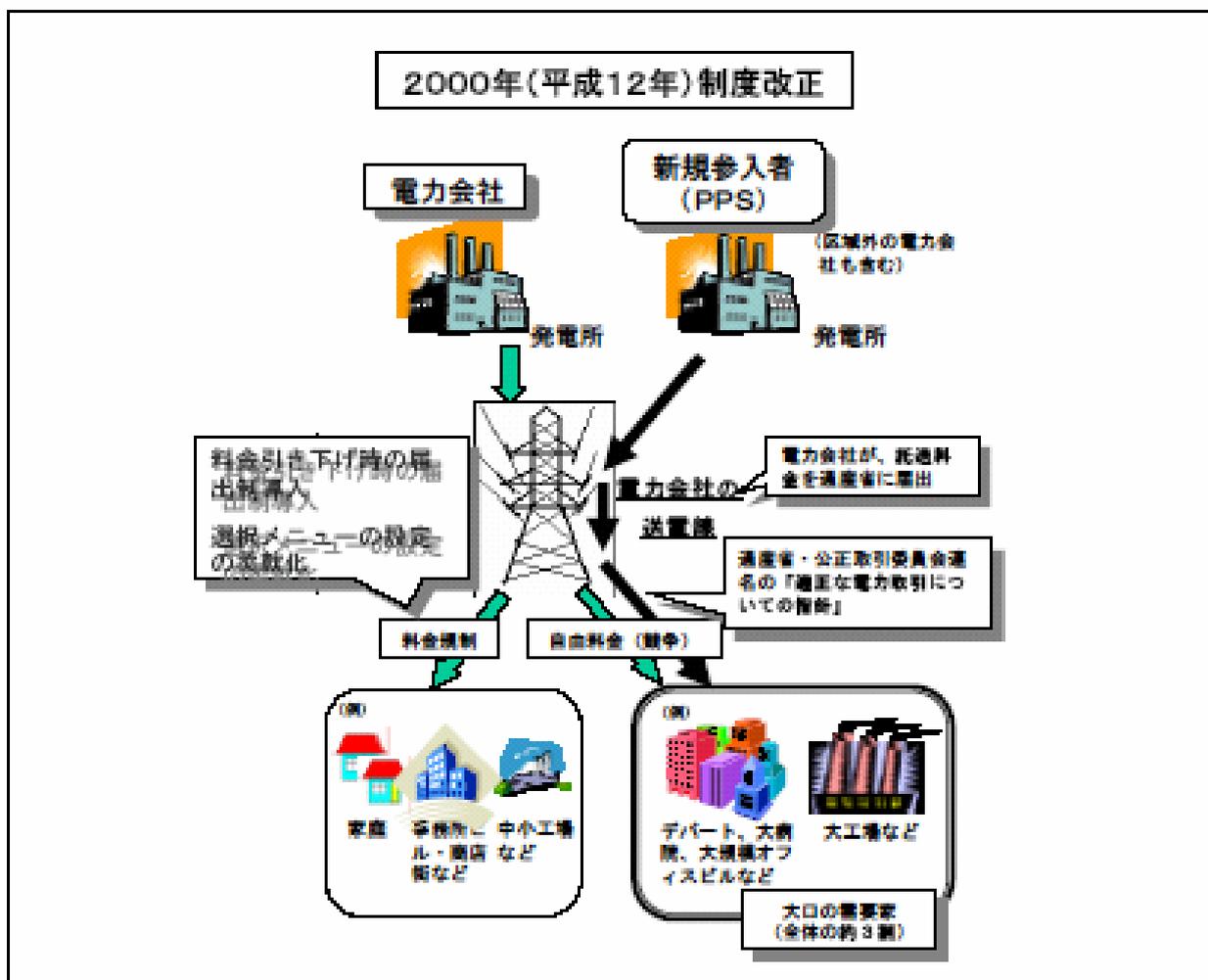
なお、不当な差別などがある場合は、行政が変更命令を発動する。

(3) 選択メニューの設定の柔軟化

従来から、基本的な料金メニュー（供給約款）に加え、設備の効率的な使用に資する場合については、選択メニュー（選択約款）を届出により設定できることとなっていたが、需要家が選択できる料金メニューをより多様化するため、選択メニューを設定できる要件を経営の効率化に資するもの全般にまで拡大した。

^{*} PPS事業者とは、一般電気事業者（電力会社）の電線路を使って、PPS事業者発電所からの電力又は自家発電設置者の余剰電力を託送し、契約した需要家（顧客）に電力を小売する事業。万が一、PPS事業者の発電所又は自家発電設置者にトラブルが発生した場合でも一般電気事業者（電力会社）との間でバックアップ電源契約を結んでいることから、需要家（顧客）が直ちに停電になることはない。

図表 3 2000年(平成12年)の制度改正の概要



(資料) 資源エネルギー庁 第1回市場監視小委員会資料

3. 2004年（平成16年）の規制改革

(1) 高圧（500kW以上）需要家の小売自由化

2004年（平成16年）4月から自由化の対象範囲が500kW以上の高圧契約（受電条件6,000V以上）の需要家まで拡大され、この時点で全販売電力量の約40%が自由化対象範囲となった。

4. 2005年（平成17年）の規制改革

(1) 高圧（50kW以上）需要家の小売自由化

2005年（平成17年）4月から自由化の対象範囲が50kW以上の高圧契約（受電条件6,000V以上）の需要家まで拡大され、この時点で全販売電力量の約64%が自由化対象範囲となった。

(2) 振替供給料金の廃止

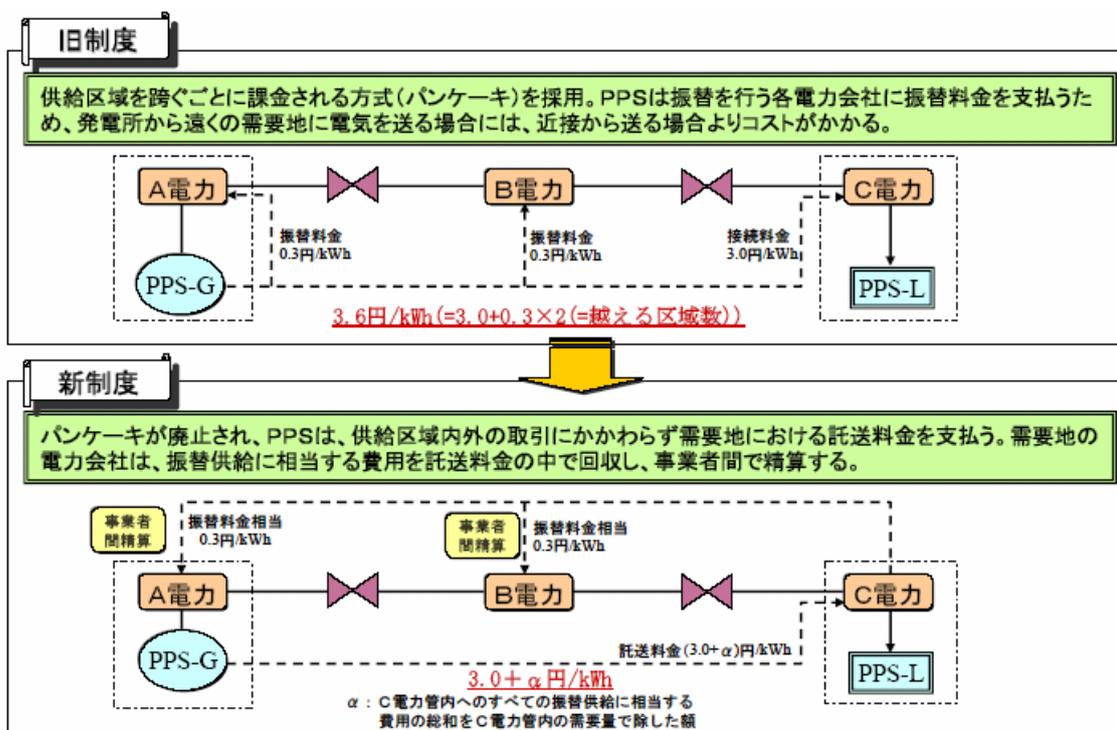
PPS事業者が電力会社の供給区域をまたいで託送（振替供給）する場合に課金されていた振替供給料金が廃止された。

従来は、電力会社をまたぐ毎に振替供給料金が課されていたため、小売料金が高くなるという問題があった（振替供給料金がパンケーキのように積み重なってしまうため、この問題を一般に「パンケーキ問題」と呼ぶ）。

これにより、PPS事業者は自社の電源の所在地、需要地からの遠近に係らず、日本全国の需要家への電力供給がより容易に行えるようになった。

なお、それまでPPS需要家が負担していた振替供給料金は、需要地の電力会社が振替供給料金相当額を託送料金の中から回収し、振替供給してきた事業者間で精算することとなった。

図表 4 現在の託送（接続供給、振替供給）料金制度



(資料) 資源エネルギー庁 第6回制度改革評価小委員会資料

注) 地内振替: 発電者の電気設備と当社の供給設備との接続点を受電地点とし、会社間連系点を供給地点とする振替供給をいう。

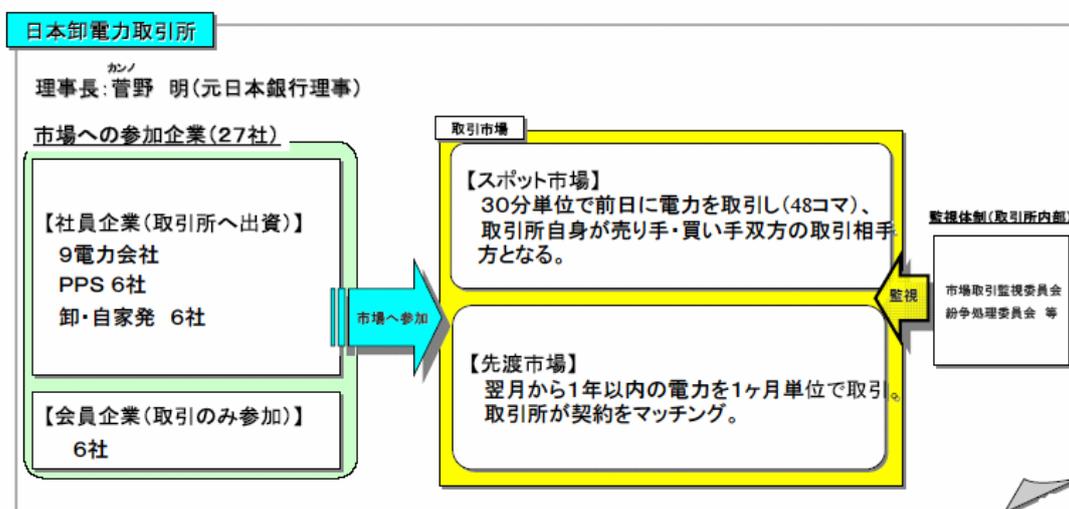
注) 中継振替: 会社間連系点を受電地点とし、他の会社間連系点を供給地点とする振替供給をいう。

(3) 卸電力取引市場の開設

電力会社、PPS 事業者、発電事業者を対象とした卸電力取引市場が開設された。これにより PPS 事業者は供給力が不足した場合等に、他の PPS 事業者、電力会社、発電事業者からの余剰電力を取引所で調達することが可能になった。

翌日の電力を 30 分 1 単位、計 48 商品に分けて取引する「1 日前スポット市場」、向こう 1 年間に受け渡す電力を 1 ヶ月 1 単位で取引する「先渡し定型市場」、書き込み自由な掲示板を設けて、非定型の先渡し取引などを行う「掲示板市場」がある。

図表 5 卸電力取引所の概要



(資料) 資源エネルギー庁 第1回市場監視小委員会資料

【参考：卸電力取引所の概要】

■ 設立目的

卸電力取引所は、電気事業分科会報告「今後の望ましい電気事業制度の骨格について（2003年（平成15年）2月15日）」に基づき、以下の2つの目的を実現するために設立された。

- ①事業者の電源開発投資のリスク判断の一助となる指標価格の形成
- ②事業者の需給ミスマッチ時の電力の販売・調達手段の拡充

■ 参加者

卸電力取引所は、基金の拠出者であり法人運営を行う「社員」、取引に参加する「取引会員」、取引情報の閲覧のみを行う「情報会員」によって構成される。

- ①社員：一般電気事業者（電力会社）9社、卸電気事業者1社、PPS事業者1社、その他2社
- ②取引会員：一般電気事業者（電力会社）9社、卸電気事業者1社、PPS事業者15社、その他3社
- ③情報会員：30社

（2005年（平成17年）11月6日現在）

■ 組織体制

公正な取引を維持しつつ取引の活性化、円滑な取引所運営を行うため、卸電力取引所の運営に関して、以下の委員会が設置されている。

- ①運営委員会：定款・ルール策定・改廃、商品構成の検討など、運営に関する諸問題を検討。全社員によって構成。
- ②市場取引監視委員会：公正な取引の確保を図るため、不正取引などの市場における取引者の行動を監視。中立者5名によって構成。
- ③市場取引検証特別委員会：市場流動性を確保するため、卸電力取引所開設後2年間の電力会社の投入量を検証。中立者5名によって構成。
- ④紛争処理委員会：取引会員間に生じた紛争の仲介、処理。中立者が過半を占める5名によって構成。

■ 取引種類

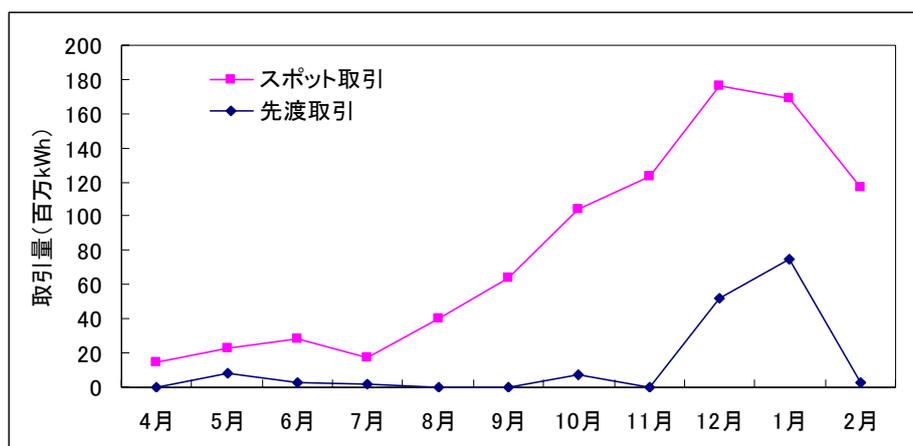
卸電力取引所では、以下の3通りの取引を行っている。

- ①一日前スポット市場：翌日の電力を30分単位で48商品に分けて取引。シングルプライスオークションにより約定。
- ②先渡し定型市場：向こう1年間に受け渡す電力を1週間単位もしくは1ヶ月単位で取引。それぞれについて終日受け渡す「ベース型」、平日及び土曜日の8時から

22時のみ受け渡す「昼間型」の2種類24商品を提供。ザラバ手法によって約定。
③ 掲示板市場：書き込み自由の掲示板を設け、非定型の先渡し取引など、上記に当てはまらない取引の場を提供。

■ 取引量

卸電力取引所開設から2006年（平成18年）2月までの取引量の推移を以下に示す。開設当初は低迷していた取引が、厳冬による燃料不足、電力需要の増大に伴い増加している。



(資料) JEPX HP

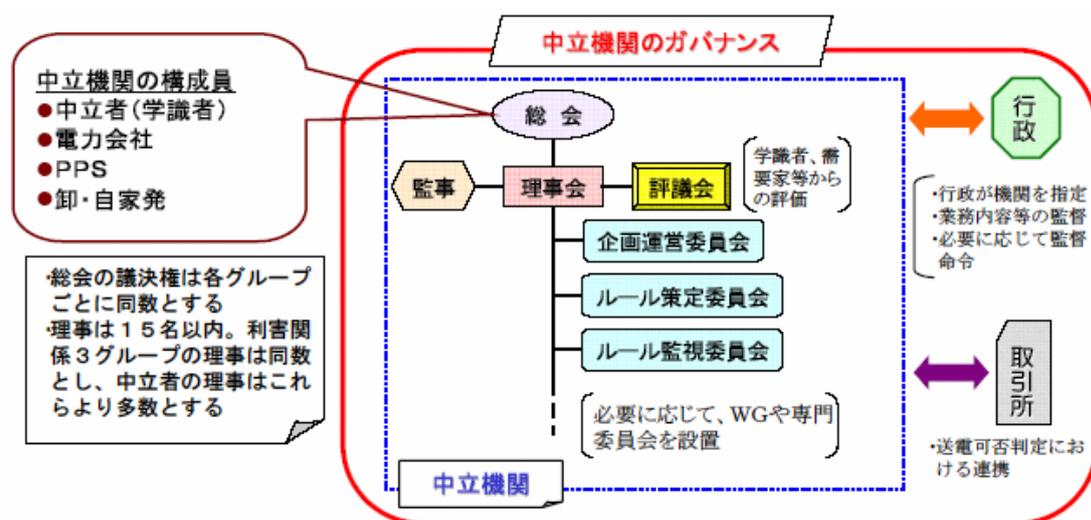
■ 今後の課題

設立目的の達成に向けては、①流動性確保に向けた取引量の増大、②取引者のニーズに応じた新商品の導入が課題となっている。

(4) 中立機関の創設

発電、送電設備の一体的な形成、運用を重要視する観点から、中立機関（正式名称は「有限責任中間法人 電力系統利用協議会」）が創設され、電力系統利用に関する指針、投資判断基準の策定を行うこととなった。中立機関が送配電ネットワークの中立性を確保するために系統利用のルール（流通設備計画策定ルール、系統アクセスルール、系統運用ルール、情報開示ルール）を策定し、順守状況を監視する。

図表 6 中立機関の概要



(資料) 資源エネルギー庁 第1回市場監視小委員会資料

(5) 特定供給条件の緩和

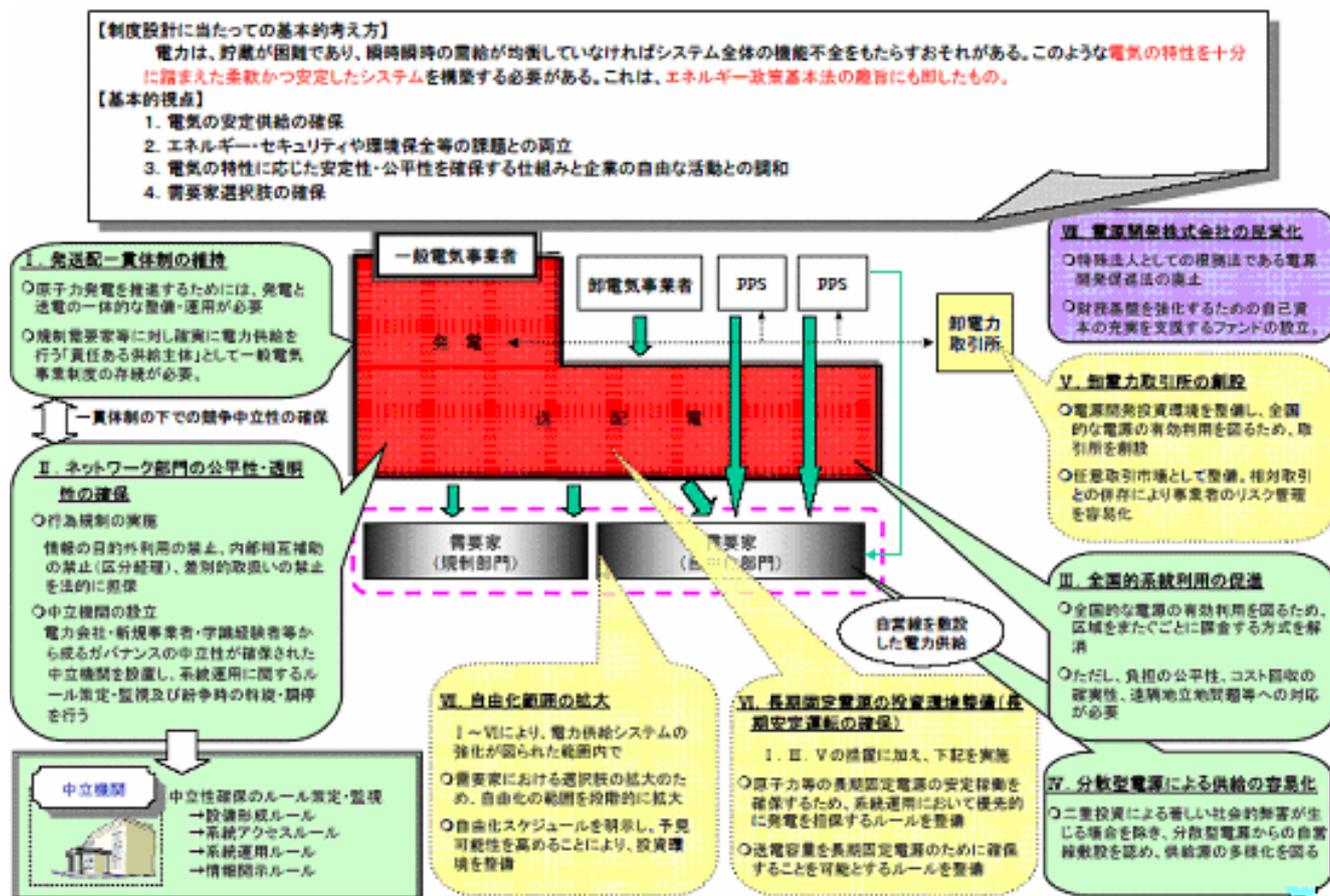
これまで特定供給を行う場合には、供給者と需要家の間に生産工程、資本関係、人的関係等の一定の条件を満たしている必要があったが、これらの条件に加え、以下の条件を満たす場合にも特定供給が可能となった。

- ①供給側と需要側がグループ企業としての関係性が認められる場合
- ②供給側と需要側が組合を設立し、一定の関係性を有する場合

(6) 自営線による電力小売事業

社会的な弊害が生じない範囲において、自営線による特定規模電気需要への小売事業が解禁となった。

図表 7 2005 年度における制度改正



(資料) 資源エネルギー庁 第1回市場監視小委員会資料

(7) 行為規制の導入

「電気事業法」および「適正な電力取引についての指針」で、行為規制（「託送供給業務に関して知り得た情報の目的外利用の禁止」、「託送供給業務における差別的取扱いの禁止」、「内部相互補助の禁止」）が規定された。

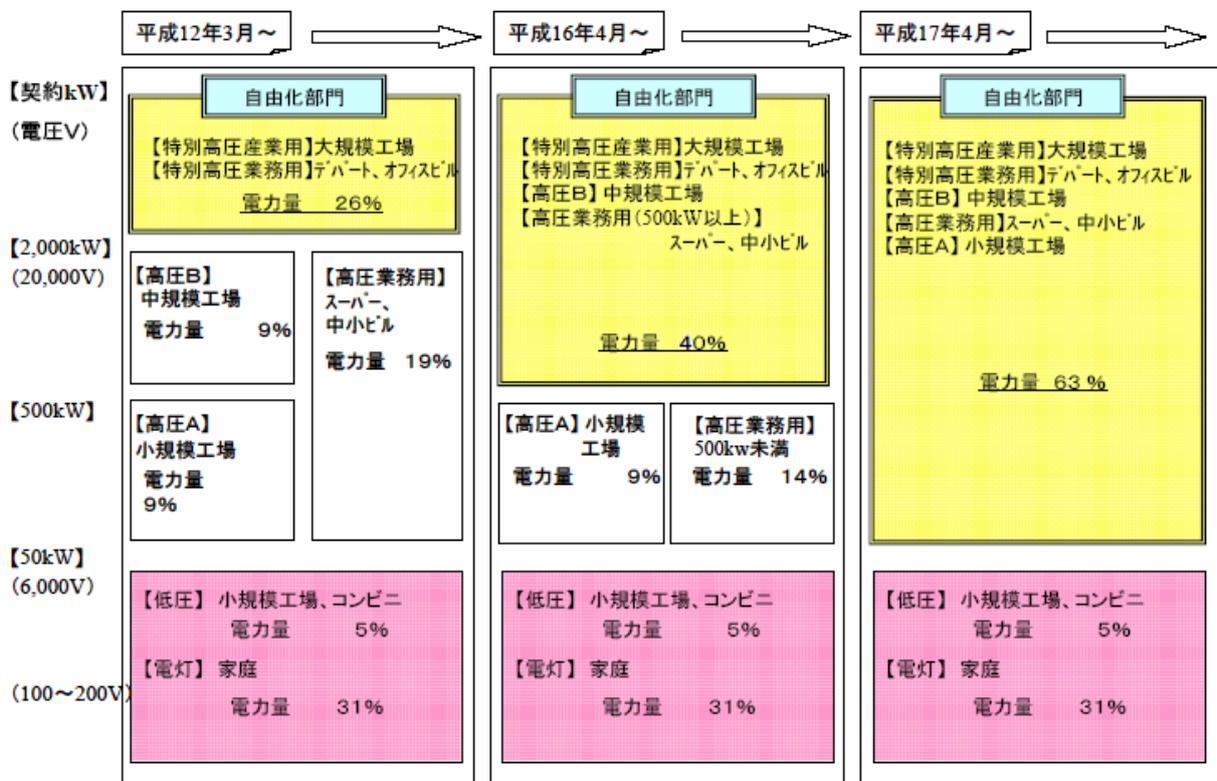
これまでの事前の事業規制から、事後の行為規制に規制内容が変わることとともに、託送制度に関わる公平性、透明性が電力会社の自主的な取り組みではなく、法的に担保されることとなった。

5. 2006年（平成18年）以降の規制改革の動向

2007年（平成19年）4月より家庭を含む低圧、電灯需要家までの全面自由化に向けた検討が開始される予定である。

以下には、2000年（平成12年）以降の一連の小売自由化により、市場開放された需要家の範囲を示す。

図表8 電力小売自由化の進展と自由化範囲



(資料) 資源エネルギー庁 第1回市場監視小委員会資料